

国内経済要録

◇公定歩合の引下げ

日本銀行は、一昨年来、物価の急騰に対処して引締めを強化し、今日に至ったが、最近の経済動向をみると、引締め効果の浸透に伴い景気は停滞を示すとともに、物価にはかなりの落ち着きが認められるに至ったため、公定歩合を0.5%引き下げ、4月16日から実施した。

(単位・年%)

	変更後	変更前
商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率歩合	8.50	9.00
その他のものを担保とする貸付利率歩合	8.75	9.25

◇設備投資および建築投資の抑制措置緩和に関する大蔵省通達

大蔵省は、さる3月24日の経済対策閣僚会議における、一昨年来の設備投資および建築投資抑制措置を緩和する決定に沿って、設備投資および建築投資の抑制を要請した通達(昭和48年9月10日付通達「物価安定緊急対策に即応する金融機関の業務の運営について」(注))の適用を当面停止することとし、各金融団体代表者に対し通達した(4月5日付通達「設備投資および建築投資の抑制について」)。

(注) 建築投資抑制措置の実効を確保するため、金融機関に融資面か

ら協力を要請。抑制勧告対象となった建築物を金融機関に通知することによって、当該建築物に対する融資の抑制を求めたもの。

◇全国銀行協会連合会等の短期貸出自主規制金利の廃止

全国銀行協会連合会は4月15日、従来の短期貸出金利に関する自主申告を廃止し、今後は各銀行が個別に各自の適用利率を決定することとした。

また、信託銀行協会(指定金銭信託資金にかかる短期貸出自主規制金利)、全国相互銀行協会(貸出自主規制金利)、生命保険協会(短期貸出自主規制金利)、日本損害保険協会(短期貸出自主規制金利)も同様の措置を決定した。

◇損害保険会社の不動産取得に関する大蔵省通達

大蔵省は4月19日、損害保険会社の最近の資産運用状況ならびに営業活動等にかんがみ、不動産取得に関する規制を改訂(注)し、各損害保険代表者あて指導通達した。その概要次のとおり。

- (1) 営業用不動産の取得限度額は総資産の10%以内とする(従来は自己資本の80%以内)。
- (2) 営業用不動産の年度間増加額は前年度の総資産増加額の20%以内とする。ただし、前年度末、(1)の限度を超過している先については10%以内とする。
- (3) 次の不動産を取得する場合は、あらかじめ銀行局長の承認を要する。
 - イ. 1件当り5億円または前年度末総資産の0.5%相当額のいずれかの額を超える不動産。
 - ロ. 本社にかかわる不動産。
 - ハ. その他とくに必要と認めた場合。

(注) 昭和38年4月20日付通達「損害保険会社の業務運営について」の「1.不動産の取得について」の内容の改訂。